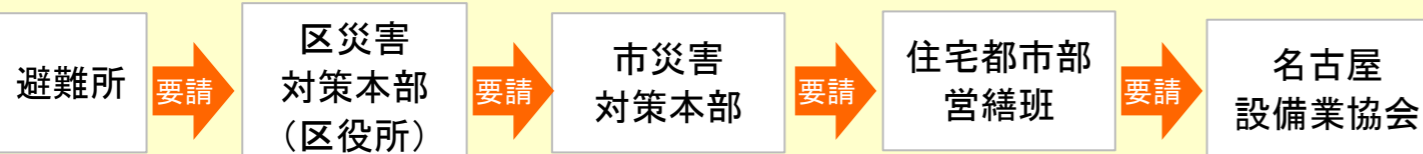


災害時 応急危険度判定要請の流れ

本市では、平成22年度に、災害時における応急対策業務に関する協定を名古屋設備業協会と締結しており、基本的に**1学校に対して最寄りの1水道関係事業者**という形で事前に決めています。加えて、発災後、事業者自らが被災する等の事情で対応できないことも想定し、1学校につき、2事業者を割り当てる形で調整を進めています。また、**震度6弱以上の場合は、各事業者は市からの要請がなくても、出動することになっています。**



低たんぱく米 はんぶん米



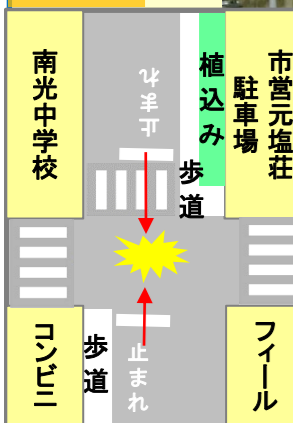
▼お湯か水で戻すだけの調理で、食物アレルギー、腎疾患の方も安心して食べられるごはんです。
▼16区役所・6支所で4,400食備蓄しています。

左折車線を一車線拡幅

停止線がほぼ真正面でした！

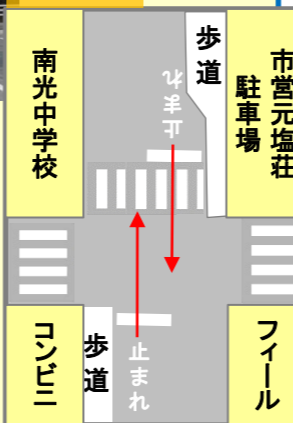
停止線の位置に注目！

整備前



道幅が狭く、施行前の停止線の位置だと対向車と正面衝突する危険があったので、住宅都市局・土木局・国に危険性を訴え、花壇を撤去して市営住宅の土地を道路に譲り渡してもらい、左折車線を**一車線拡幅**し、安全にすれ違えるようになりました。現在は、信号も設置されました。

整備後



住宅扶助費代理納付制度を提案

平成21年9月議会にて、生活保護制度における住宅扶助の支払い方法について質問し、市営住宅において**生活保護世帯の方が様々な理由から家賃の支払いが滞り、立ち退きを余儀なくされることがなくなるよう、家賃を直接市の口座に振り込む住宅扶助費代理納付を提案し実施されることになりました。**

住宅扶助費代理納付制度のメリット

- ①滞納により家を失う方がなくなる。
- ②管理する市側も滞納世帯への請求や退去処分をする必要がなくなり、負担が軽くなる。
- ③生活保護世帯の方は2か月以上家賃滞納すると、公営住宅始め、民間住宅も全て代理納付が適用されることになりました。

市営住宅定期入居制度を導入しました

定期入居制度とは、通常の市営住宅入居とは異なり、**住宅ごとに退去期限(4~10年)を定めた募集をするもの**です。建替事業の施工に伴い、長期にわたって募集を停止している住宅は、空き家が増え治安が悪くなって困ると住民の方から陳情を受けると共に、市営住宅にすぐに入居できないかとの相談もあり、市営住宅の建てかえ住宅を利用した制度を提案したところ、平成20年度に定期入居制度が開始されました。対象世帯の申込者の年齢を16歳~45歳未満と設定し、**高齢化が進む市営住宅への若年世帯の入居を促進し、団地コミュニティの活性化も図るもの**です。平成25年、当制度の以下3点の内容変更を訴え、実現しました。

実現しました



変更内容

- 1.募集回数を**年1回から年2回**に増やしました。
- 2.募集方法を**先着順募集**に変更しました。
- 3.申込名義人の年齢条件を**40歳未満から45歳未満まで拡大**しました。

高齢化に対する新たな取組み

移動販売の導入

高齢化が進んでいる市営住宅において、買い物や日々の食事など入居者の困りごとに対応するため、空き店舗や敷地を活用して移動販売などをしてはどうかと提案し、**南区で1団地で敷地を活用した移動販売が導入**されました。

防草緑化工法

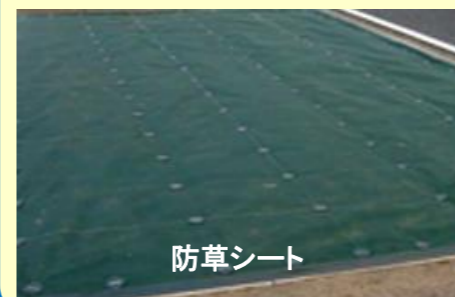
現在高齢化が進んだ住宅では、団地内清掃や除草などが大変負担になっています。

そこで**防草シート**などで覆っている団地もありますが、

- ①年数が経過すると劣化する。
- ②夏場は高温になる。
- ③隙間から生えた雑草は、シートが邪魔で除草がしづらい。
- ④雨天時に、雨がシートに当たる音がうるさい。

などのデメリットも多いと伺います。

そこで、防草シートに代わって、上記4点の問題点を解消可能な、**防草緑化工法**を提案し、現在までに**名古屋市内3団地で実施**、また**施工に向けた調整を3団地で進めています。**



防草シート



防草緑化工法

◆市民相談 随時受付しております。

◆法律相談 要予約

毎月第1・第3木曜日(19時~21時 福田事務所にて)

毎月第4金曜日は金山総合駅でも法律相談を行っています。

法律相談日後でもお気軽にお電話下さい。

☎052-693-6922

〒457-0866

名古屋市南区三条2-6-8

<http://www.s-fukuta.jp/>